

# 69 安全保障理事会決議二〇八七(核不拡散・北朝鮮)(抜粋)

採 択 二〇一三年一月二日(安保理第六九〇四回会合)  
一月二九日官報外務省告示三〇号)

- 安全保障理事会は、(中略)  
関連する安全保障理事会決議によって課される制限を含む国際法に従ってすべての国が有する宇宙空間を開発し利用する自由を認識し、
- 1 弾道ミサイル技術を用いしかつ決議第一七二八号(二〇〇六年)及び第一八七四号(二〇〇九年)に違反した、二〇一二年一月二二日の北朝鮮の発射を非難する。
  - 4 決議第一七二八号(二〇〇六年)及び第一八七四号(二〇〇九年)に含まれる現行の制裁措置を再確認する。
  - 5 決議第一七二八号(二〇〇六年)8の規定により課され、決議第一八七四号(二〇〇九年)により修正された措置を想起し、次のとおり定める。
    - (a) 決議第一七二八号(二〇〇六年)8(d)の規定に定める措置は附属書I及びIIに記載される個人及び団体に適用され、決議第一七二八号(二〇〇六年)8(e)の規定に定める措置は附属書Iに記載される個人に適用される。
    - (b) 決議第一七二八号(二〇〇六年)8(a)、8(b)及び8(c)の規定におよび課される措置は、INFCIRC/254/Rev.11/Part I及びINFCIRC/254/Rev.8/Part2並ぶ文書S/2012/947の品目に適用される。
  - 6 決議第一八七四号(二〇〇九年)18の規定を想起し、加盟国に対し、この関連で、自国民、自国の領域内の者、金融機関及び自国の法律の下に組織されたその他の団体(海外の支店を含む)による北朝鮮に所在する金融機関との若しくはそれに代わって行う活動、又は支店、代表事務所、代理店及び海外の子会社を含む北朝鮮金融機関に代わって若しくはそれらの指示により行動する者の活動の監視を含め、警戒を強化することを要請する。
  - 7 決議第一七二八号(二〇〇六年)に従って設立された委員会に

対し、船舶の旗国が検査を認めた後に当該船舶がそのような検査を拒否した場合又は北朝鮮船舶の船舶が決議第一八七四号二〇〇九年12の規定に従った検査を拒否した場合に関して、実施支援通報を发出するよう指示する。

16 すべての加盟国に対し、決議第一七二八号(二〇〇六年)及び第一八七四号(二〇〇九年)に基づく義務を完全に実施することを要請する。

17 すべての加盟国が、北朝鮮における外交使節団の外交関係に關するウィーン条約に基づく活動を妨げることなく、決議第一七二八号(二〇〇六年)8(a)(iii)及び8(d)の規定に従うべきことを再度強調する。

18 決議第一七二八号(二〇〇六年)及び第一八七四号(二〇〇九年)によって課される措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調する。

附属書 I 渡航禁止/資産凍結 (略)  
附属書 II 資産凍結 (略)

